

## 2 法律の概要

### (1) 給付の対象者

- ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

### (2) 給付の内容

- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、入所施設等の介護給付費及び自立訓練(リハビリ等)、就労移行支援等の訓練等給付費(障害福祉サービス)
- ・ 心身の障害の状態の軽減を図る等のための自立支援医療(公費負担医療) 等

### (3) 給付の手続き

- ・ 給付を受けるためには、障害者又は障害児の保護者は市町村等に申請を行い、市町村等の支給決定等を受ける必要があること。
- ・ 障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、市町村に置かれる審査会の審査及び判定に基づき、市町村が行う障害程度区分の認定を受けること。
- ・ 障害者等が障害福祉サービスを利用した場合に、市町村はその費用の100分の90を支給すること。(残りは利用者の負担。利用者が負担することとなる額については、所得等に応じて上限を設ける。)

### (4) 地域生活支援事業

- ・ 市町村又は都道府県が行う障害者等の自立支援のための事業(相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援等)に関すること。

### (5) 障害福祉計画

- ・ 国の定める基本指針に即して、市町村及び都道府県は、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(障害福祉計画)を定めること。

### (6) 費用負担

- ・ 市町村は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用を支弁すること。
- ・ 都道府県は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の四分の一を負担すること。
- ・ 国は、市町村の行う自立支援給付の支給に要する費用の二分の一を負担すること。
- ・ その他地域生活支援事業に要する費用に対する補助に関する事項等を定めること。

### (7) その他

- ・ 附則において施行後三年を目途として障害者等の範囲を含めた検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を行う規定を設ける。
- ・ 附則において利用者負担を含む経過措置を設ける。
- ・ 附則において精神保健福祉法をはじめとする関係法律について所要の改正を行う。

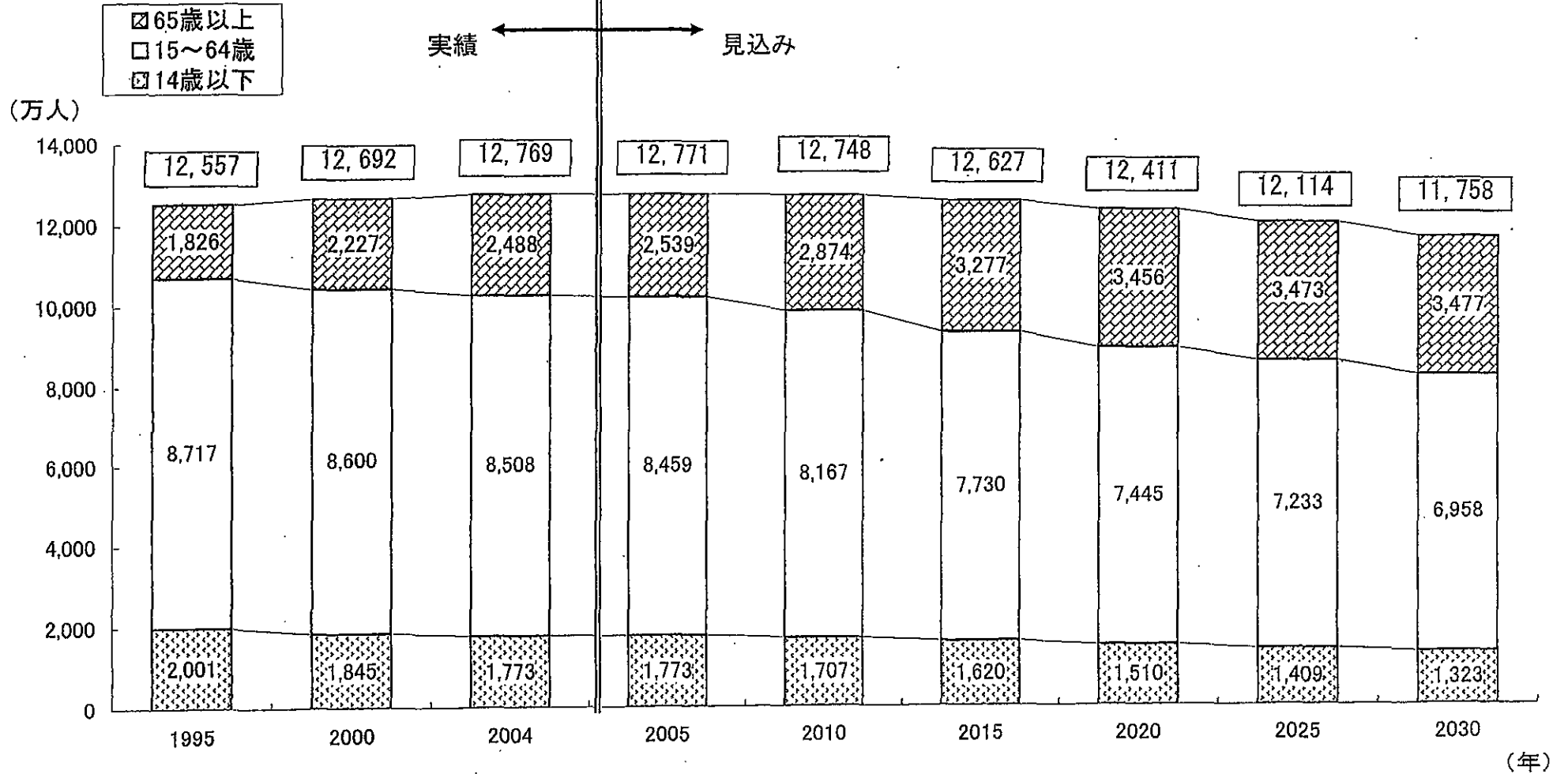
## 3 施行期日

- 新たな利用手続き、在宅福祉サービスに係る国等の負担(義務的負担化)に関する事項、福祉サービスや公費負担医療の利用者負担の見直しに関する事項等 平成18年4月1日
- 新たな施設・事業体系への移行に関する事項等 平成18年10月1日

## 介護労働者の需給の状況等について

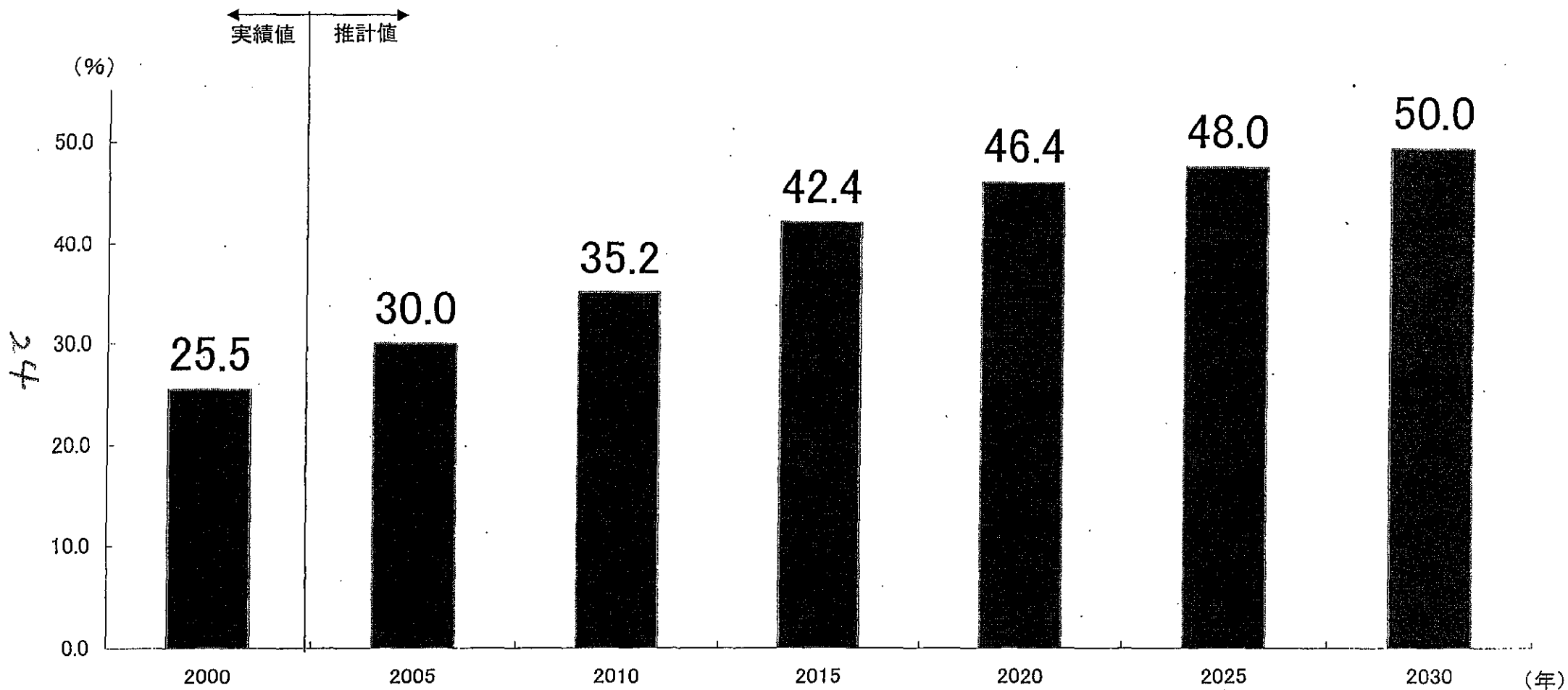
# 総人口の動向

総人口は2004年の12,769万人から2010年には21万人減少、2015年には142万人減少、2020年には358万人減少、2025年には655万人減少、2030年には1,011万人減少となる見込み。



(資料出所) 1995、2000年は総務省統計局「国勢調査」、2004年は総務省統計局「人口推計」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」(2002年1月)

# 総人口に占める老年人口の割合の推移



(資料出所) 2000年までは総務省統計局「人口推計」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(中位推計)」(2002年1月)

(注) 老年人口割合 = 老年人口(65歳以上) / 生産年齢人口(15~64歳)

## 要介護者数の推移(全国推計)

(単位 : 万人)

	15年度	16年度	20年度	23年度	26年度
要支援・要介護1	180	200	260	290	320
予防効果	—	—	260	280	310
要介護2～5	200	210	260	290	320
予防効果	—	—	240	260	290
合 計	380	410	520	580	640
予防効果	—	—	500	540	600

(資料出所)厚生労働省老健局

## 重点施策実施5か年計画（関係部分抜粋）

平成14年12月24日  
障害者施策推進本部決定

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間に重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定める。

### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

#### 2 地域基盤の整備

##### (1) 生活支援

##### ① 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマネジメント体制を整備する。

##### ② 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・ デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・ 障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・ グループホームを約30,400人分整備する。
- ・ 福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・ 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

##### ③ 施設サービス

- ・ 通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・ 施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

#### 3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

## (2) 福祉

### ① 在宅サービス

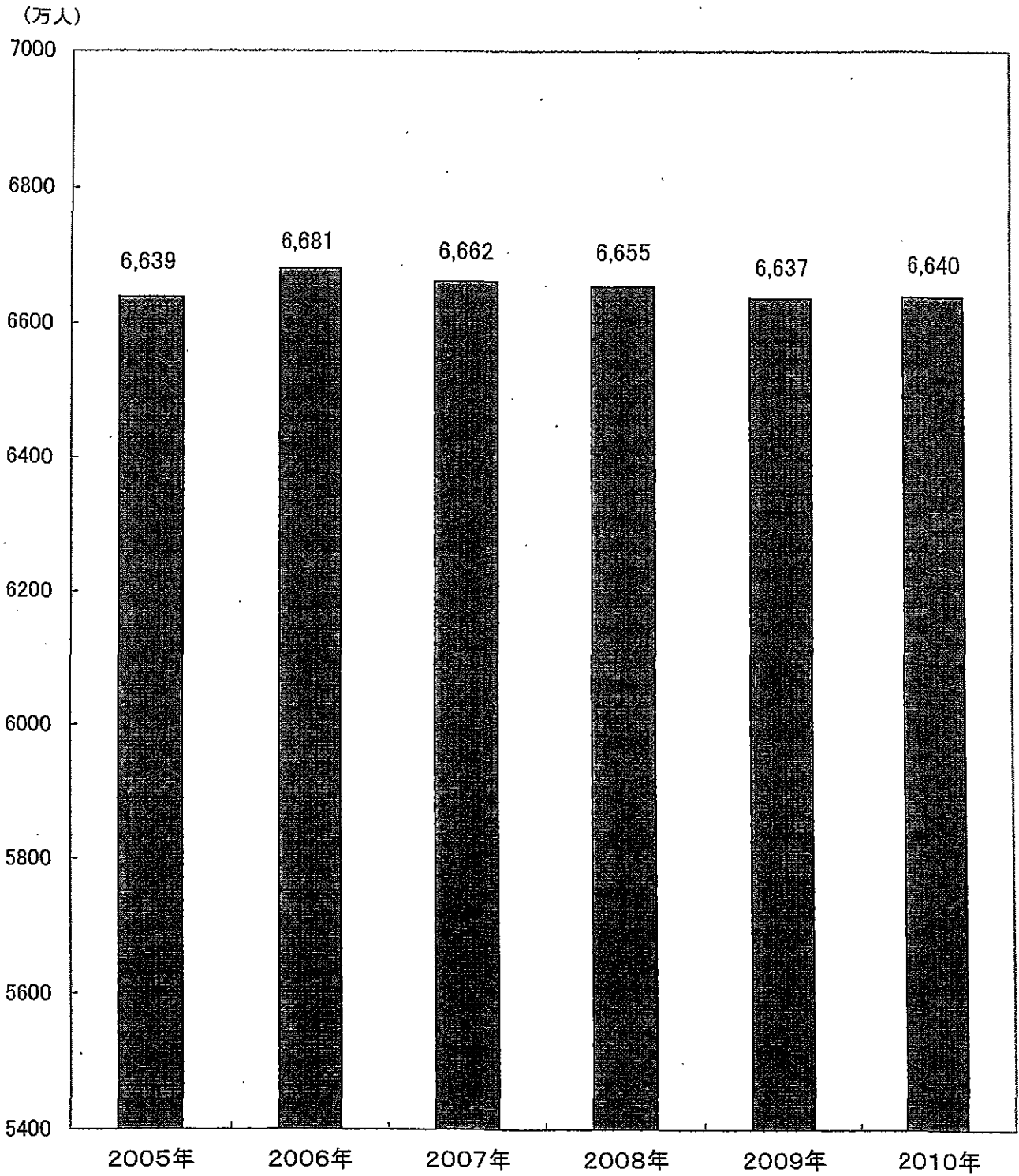
- ・ 精神障害者地域生活支援センターを約 470か所整備する。
- ・ 精神障害者ホームヘルパーを約 3,300人確保する。
- ・ 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・ 精神障害者福祉ホームを約 4,000人分整備する。

### ② 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約 6,700人分整備する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を約 7,200人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者通所授産施設の達成目標については、2（1）に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

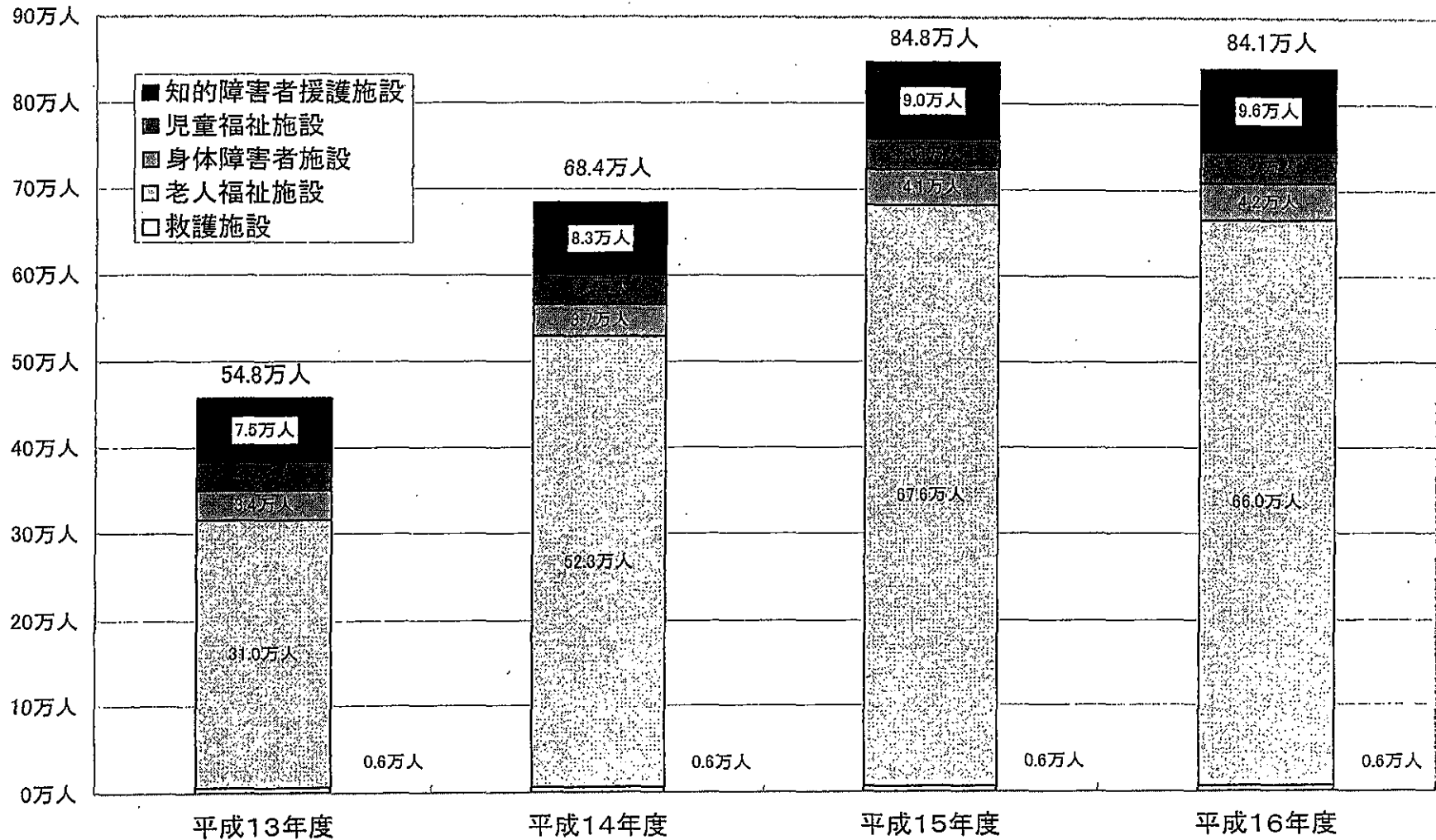
# 労働力人口の見通し(労働市場への参加が進むケース)



(資料出所)厚生労働省職業安定局の推計(2005年7月)による。



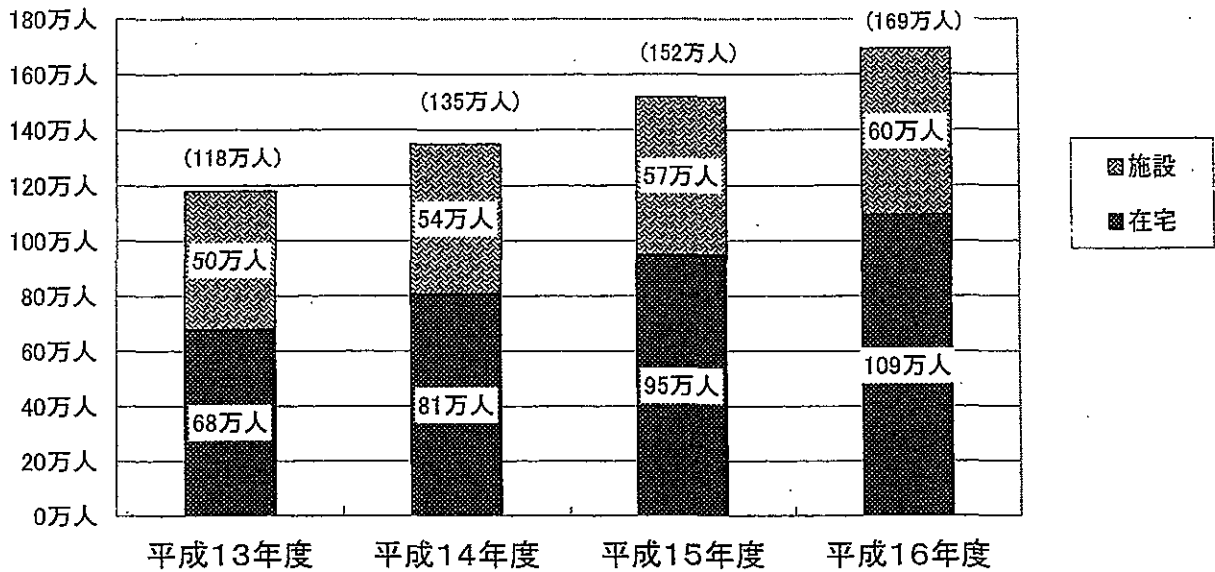
# 社会福祉施設関連従事者数の推移



(備考)社会福祉施設等調査のうち、介護労働者法施行規則第1条に係る施設について計上。

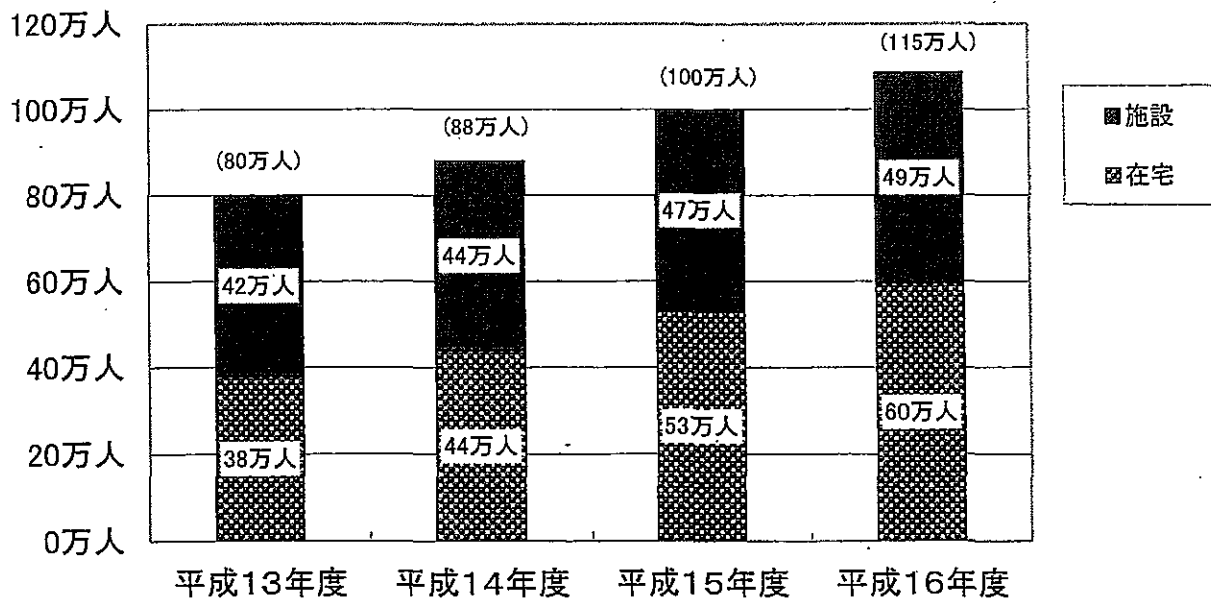
(資料出所)社会福祉施設等調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 介護保険関連事業所における従事者数の推移



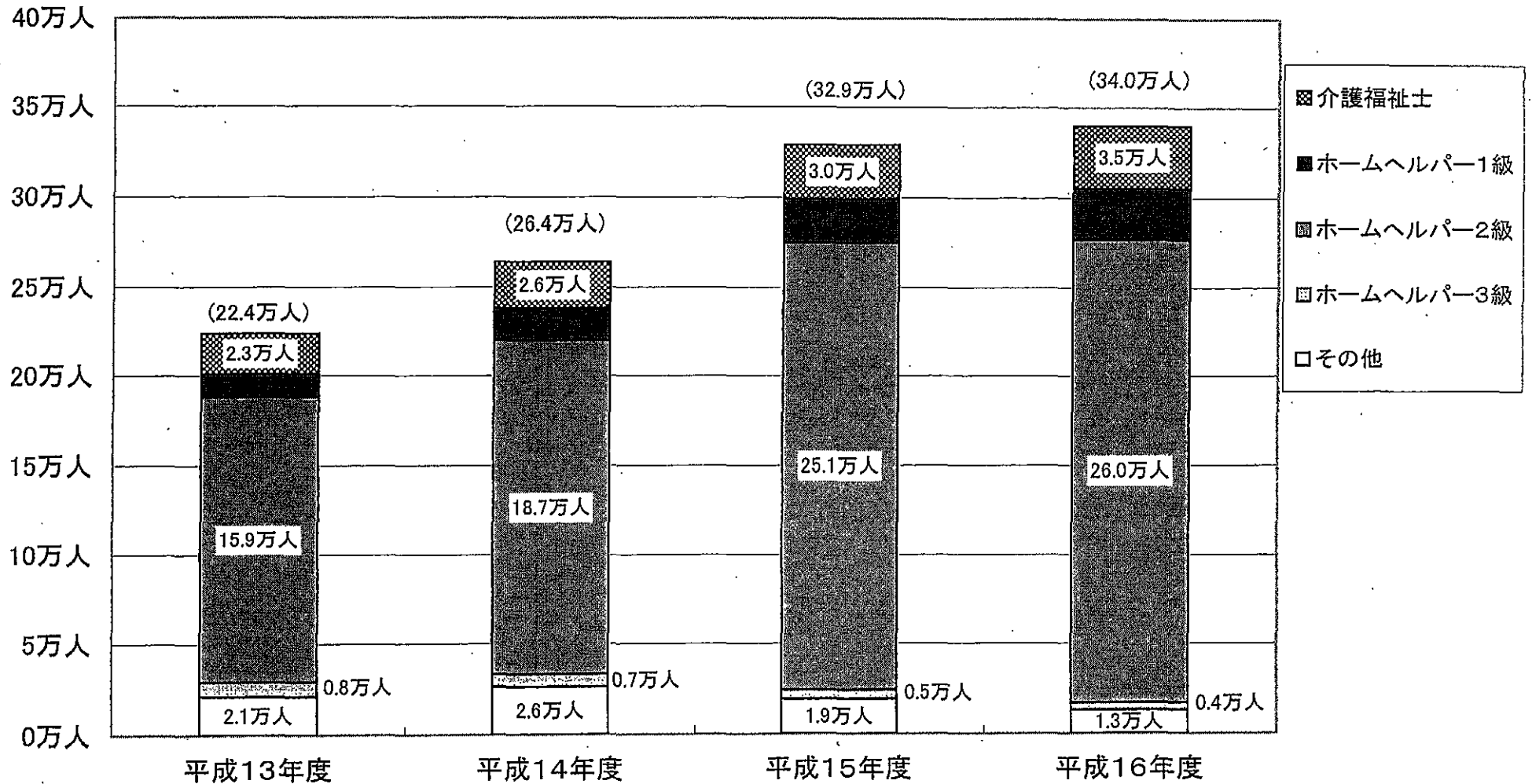
(資料出所) 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

## 介護保険関連事業所における従事者数の推移(常勤換算)



(資料出所) 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

# 訪問介護事業所に従事する訪問介護員の推移



(資料出所) 介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(注) その他は、看護師、准看護師、職種不詳を含む。